

第12回

熊本県議会

議会運営委員会会議記録

令和2年9月29日

開 会 中

場 所 議 会 運 営 委 員 会 室

## 第 12 回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

令和2年9月29日(火曜日)

午前9時31分開議

午前9時45分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 知事提出追号議案(第56号及び第57号)について
- 2 本日の議事次第について
- 3 熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について
- 4 その他
  - (1)定例会における傍聴者について
  - (2)委員会室におけるアクリル板について
  - (3)その他

出席委員(12人)

委員	長	田代国広
副委員	長	高野洋介
委員		前川 收
委員		藤川 隆夫
委員		城下 広作
委員		松田 三郎
委員		鎌田 聡
委員		吉永 和世
委員		井手 順雄
委員		小早川 宗弘
委員		溝口 幸治
委員		坂田 孝志

欠席委員(なし)

議長 池田 和 貴

委員外議員(1人)

副議長 淵上 陽 一

執行部出席者

総務部長	山本 倫彦
総務部総括審議員	
兼政策審議監	平井 宏英
人事課長	城内 智昭

財政課長 梅川 日出樹

審議員兼財政課課長補佐 川上 竜也

財政課課長補佐 岩野 洋士

事務局職員出席者

議会事務局長	吉永 明彦
議会事務局次長	
兼総務課長	横尾 徹也
議事課長	村田 竜二
政務調査課長	東 敬二
審議員兼総務課課長補佐	森田 学
審議員兼議事課課長補佐	富田 博英
審議員	
兼政務調査課課長補佐	松永 隆則
総務課課長補佐	岸本 誠司
議事課課長補佐	篠田 仁
議事課主幹	岡部 康夫

午前9時31分開議

○田代国広委員長 ただいまから第12回議会運営委員会を開会いたします。

まず、議題1、知事提出追号議案について、山本総務部長から説明をお願いします。

○山本総務部長 資料1の目録に沿って、本日追加提案いたします議案について概要を御説明いたします。

第56号議案は、副知事の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

小野泰輔氏が令和2年6月8日に退職となり、欠員となっておりますので、その後任として木村敬氏を選任することについての提案を行うものでございます。

木村氏は、現在、消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室長を務められています。平成24年7月に熊本県に赴任され、平成27年度には熊本県総務部長を務めるなど、国と地方行政での幅広い経験を生かして副知事の職責

を果たしていただけるものと考えています。

続きまして、第57号議案は、教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

お手元の議案書、3ページを御覧ください。

内容は、現在の5名の委員のうち、吉田道雄氏が令和2年10月4日に任期満了となりますので、後任として、田口浩継氏を任命することの提案を行うものでございます。

田口氏は、今回御退任になる吉田委員と同様、教育分野からの人選で、現在、熊本大学教育学部の副学部長を務められています。また、熊本の学び総合構想会議の座長など、本県の教育行政で幅広く活躍されています。その知見や経験を基に、教育委員会会議においても有益な御意見や御提言をいただけるものと考えております。

以上が今回提案を予定しております議案の概要でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、知事提出追号議案については、ただいまの説明のとおり、本日の本会議に上程することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題2、本日の議事次第について、吉永議会事務局長から説明をお願いします。

○吉永議会事務局長 それでは、本日の議事次第につきまして、次第の議題2に記載の内容により御説明申し上げます。

開議の後、一般質問がございます。

本日は、南部議員、荒川議員、高木議員の順でございます。

次に、議案等に対する質疑、これは、第1号から第34号までの議案等に対する質疑でございます。

なお、山本議員から、知事の議案等説明のうち、球磨川流域の復旧、復興についての質疑の通告があっております。

次に、議案第1号から第34号までの委員会付託がございました後、請願の委員会付託がございました。

次に、追号の知事提出議案第56号及び57号の上程がございました。

その後、休会の件をお諮りして、日程通告、散会となります。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例(案)についてお諮りいたします。

それでは、吉永議会事務局長から説明をお願いします。

○吉永議会事務局長 それでは、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例(案)につきまして、資料2により御説明申し上げます。

1ページは条例(案)でございますので、2ページの条例(案)の概要で御説明いたします。

まず、1、条例の名称は、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例でございます。

次に、2、制定改廃の必要性といたしましては、商工観光労働部の体制を強化するため、同部を改編し、商工労働部及び観光戦略部を設置することを旨とする熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定に関する議案が提出されていることから、常任委員

会の所管等を規定する熊本県議会委員会条例につきましても、規定の一部を改正する必要があります。

次に、3、内容でございますが、経済環境常任委員会の所管中、商工観光労働部を商工労働部に改め、新たに所管事項として、観光戦略部に関する事項を追加するものでございます。

また、施行日につきましては、熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の施行日と同じく、公布の日としております。

なお、3ページに改正(案)の新旧対照表を添付しておりますので、御確認お願いいたします。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例についての審議との関係もありますが、資料2のとおり、熊本県議会委員会条例の一部改正を議会運営委員会として提案することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例(案)については、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名をもって議長宛てに提出し、本会議への上程については、閉会日の議会運営委員会でお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題4、その他に入ります。

まず、(1)定例会における傍聴者について、吉永議会事務局長から説明をお願いします。

す。

○吉永議会事務局長 それでは、定例会における傍聴者につきまして御説明申し上げます。

本定例会における傍聴者につきましては、コロナウイルス感染症対策として、本年6月5日の議運での申合せにより、傍聴者70名、うち議員紹介傍聴を50名上限で運用しているところでございます。

一方、先週水曜日23日に、本県のリスクレベルが、レベル4特別警報からレベル3警報に引き下げられました。

このため、本会議場の傍聴者数も、このリスクレベルに合わせて段階的に変更することが適当であることから、資料3のとおり基準を作成いたしました。

つきましては、今後はこの基準により取り扱ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、定例会における傍聴者については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、(2)委員会室におけるアクリル板についてでございます。

今定例会から、新型コロナウイルス感染症対策として議長席の前にアクリル板を設置いたしました。同様に、常任委員会、特別委員会開催時にも、感染症対策として、従来からのマスク着用と併せて、各委員の間にアクリル板を設置できるようにいたしますので、御報告いたします。

次に、(3)その他、委員の皆様から何かありませんか。

○藤川隆夫委員 今のアクリル板の件なんですけれども、委員会って全ての委員会という意味ですか。全ての委員会。

○田代国広委員長 はい。

○藤川隆夫委員 今現在、ソーシャルディスタンス、2メートルというふうに言われてますんで、もし作れる——執行部のほうも、これ全部つけるんですか。

○高野洋介副委員長 議員だけ。

○藤川隆夫委員 であれば、執行部のほうも狭いんで、もしされるのであれば、委員同様に、執行部のほうもアクリル板を置く必要が私はあると思います。

なおかつ、今言ったソーシャルディスタンスから考えれば、議場も2メートル空いてないんで、議場でもしなきゃいけない話なんですけれども、それはちょっと議論されたかどうかということちょっと教えてもらえませんか。

○田代国広委員長 各職員へのアクリル板…。

○藤川隆夫委員 そう。も必要になってくると思います。

○吉永議会事務局長 申し上げます。

今回のアクリル板設置につきましては、議員の一部の先生から、委員会室が非常に手狭でもあり、密になるという御指摘があって、その検討を事務局で行ったわけでございますが、その一環として、議員の間にアクリル板を設置するというので、今回御提案するも

のでございます。

○藤川隆夫委員 じゃあ、今私が言ったように、ソーシャルディスタンスからするならば、執行部側も作らないと話としてはおかしくなるし、もともとが対面式で間が空いとるし、なおかつ横を向いてしゃべる話じゃないんで、マスクもしてるし、逆に言うと必要ないんじゃないかと私は思うんですけどね、現状のままで。今までもしてきてないし、と私は思います。間は空いているわけだけん。

○田代国広委員長 このアクリル板の設置そのものが必要ないとおっしゃる。

○藤川隆夫委員 私はそう思います、現状で。今までやってきてないわけですし。やるならば、今言ったように、委員会の委員、執行部並びに議場も全部しなきゃいけないと私は思っています。

○前川収委員 発言者の飛沫防止がもともとのアクリル板の役割でしょうから、黙ってただあっても何も多分意味がないんでしょうから、そう考えると、発言するのは我々委員だけじゃなくて、当然執行部の皆さんも答弁で発言なさるわけですから、それを、どちらかを統一しないとやっぱり意味がないというか、逆におかしな話になると思いますので、そういうことであれば、ちゃんとマスク着用を厳守しながら、もうしないと。もしくは、やるんだったら、執行部の答弁者だけ、答弁者は全員じゃないでしょうから、課長級ぐらいでしょうから、答弁者ぐらいにはやっぱりするとかね。ただ、大変ですよ、それは。

○城下広作委員 誰に当たるか本当分からぬし。予算説明のときなんかたくさんあるし、みんなが言わにやいかぬから。

○前川収委員 発言者という前提で藤川委員がおっしゃったんで、当然だと思いますから、そこに不公平なことがあってはならないと思いますので、私も、藤川先生がおっしゃるように、しばらくまだマスク着用厳守で様子見とけばいいんじゃないかなと思いますけれども。場合によっちゃ、本会議場にも全部せなんごつなるんですね。ここももちろんそうです。(発言する者あり)

○田代国広委員長 現状維持でという意見があつておりますが、どうでしょうか。

○城下広作委員 やっぱり先ほど藤川先生と前川先生が言われるように、統一していかないと、何かその話の理由が、議員だけとかやると、じゃあこちらは別にいいのかという、非常にその辺ががたがたになってしまう論議になるから、そこはどちらかに統一するような考え方が筋が通るかなと思いますね。

○鎌田聡委員 私も同じで、それはもちろん、どちらかというとな執行部のほうがひつついているかなと、委員会のときですね。だから、置くなら、やっぱりそちらにもきちんと置いてもらったほうが。

○田代国広委員長 一つの検討課題として受け止めて、当分現状維持でいくと。

○坂田孝志委員 感染レベルも下がってきてますからですね。当分今のままでやって、また感染レベルが上がるようになれば、そのときにやっぱり対応するということはどうでしょうかね。

○田代国広委員長 今の意見を集約しますと、当分の間は現状維持でどうだろうかという声が多いようでございますが、そういったことでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員 これは、スケジュールというか、手続上は、アクリル板を設置するのはやっぱり議運に諮って決定だと。それと、例えば、今のようにレベルに応じてというのは、もうここで一任しといて、ある回からこうするっていうのは可能なんですか。

○吉永議会事務局長 一つの考え方だと思いますが、一応、議会棟に関することについては、議運にお諮りして御審議いただきたいと考えております。

○井手順雄委員 もう買うとっとだろう。(発言する者あり)

○吉永議会事務局長 今井手委員からございましたけれども、時間の関係もありますんで、一部購入はしております。ただ、申し上げましたように、執行部の分は用意しておりませんので、今先生方の分だけ用意しております。(発言する者あり)

○田代国広委員長 一応、意見としては、当分の間現状維持という形で、この件につきましてはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 ないようですので、これで質疑を終了いたします。

次回の委員会は、閉会日の10月8日木曜日に開催いたします。

時間は、午前9時10分からでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、本日も本会議を10時に開催できますよう、よろしく願いいたします。

これもちまして、第12回議会運営委員会  
を閉会いたします。

午前9時45分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

議会運営委員会委員長